

入間市から 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

家計急変世帯
の皆さまへ

受給には手続きが必要です！

家計急変世帯に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった入間市在住の世帯（世帯主）に1世帯あたり10万円を支給します。

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

■支給対象世帯

申請時点で入間市に住民登録があって、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年間収入見込額が住民税均等割非課税相当水準以下の世帯

※令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を1.2倍することで年収に換算して判定します。

※令和4年6月以降（令和4年度住民税の税額決定後）に令和3年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和4年度住民税均等割非課税であることが条件です。

※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている（地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者を含む）場合は対象外となります。

住民税非課税相当水準となる収入（所得）の目安

配偶者・扶養親族の人数	収入額目安	所得額目安
単身または扶養親族がない場合	96.5万円以下	41.5万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	146.9万円以下	91.9万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	187.7万円以下	123.4万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	232.7万円以下	154.9万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	277.7万円以下	186.4万円以下
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

※申請時点の世帯全員のそれぞれが、表の水準以下の収入（所得）である必要があります。

※収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。ただし、非課税の公的年金等収入（遺族年金など）は含みません。

■受給手続き

給付金を受け取るには申請が必要です（**申請締切：令和4年9月30日**）。申請書類等は、市公式ホームページからダウンロード、または市役所4階の臨時給付金担当窓口で受け取り、必要事項を記入のうえ添付書類と併せて郵送（〒358-8511 入間市豊岡1丁目16番1号 入間市役所臨時特別給付金担当）してください。

【問い合わせ】

入間市臨時特別給付金コールセンター

☎0120-522-700

受付 平日9:00～17:00（祝日を除く）



家計急変世帯
臨時特別給付金



詳しくは市公式
ホームページを
ご確認ください

■小児ワクチン接種のお知らせ（5歳～11歳）

◇スケジュール

○接種券

現在5歳～11歳の方に接種券は発送済みです。
※今後、5歳に到達する方には週ごとに発送します。

○予約枠

予約枠は、市内医療機関の協力とワクチンの供給状況を踏まえ、随時公開していきます。

※最新情報は、市公式ホームページやSNSでお知らせします。



市公式LINE

市公式ホームページ
小児ワクチン接種

接種予定会場

	医療機関名	住所	使用ワクチン
豊岡	いるまこどもひまわりクリニック	黒須2-2-1 2F	小児用ファイザー
	おのうえキッズクリニック	東町1-13-9	
	寺師医院	豊岡5-5-25	
東金子	金子病院	新久680	
藤沢	本田小児科内科クリニック	上藤沢17-1-102	
西武	西武入間病院	野田3078-13	
	吉田産科婦人科医院	野田640-5	

■小児ワクチン接種Q&A

Q. 小児（5～11歳）の接種にはどのような副反応があるの？

A. 12歳以上の方と同様、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、殆どが軽度又は中等度であり回復していること、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。

Q. 小児（5～11歳）は接種しなければならないの？

A. 5歳から11歳の小児の新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の「努力義務」の対象とされていません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方について、理解したうえで、ご本人および保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。また、周りの方に接種を強制したり、接種していない人に差別的な扱いをしてはいけません。

ワクチン接種に関するリーフレットがあります。ぜひ接種の検討やお子さまとお話をされる際の参考にしてください。

新型コロナワクチン接種
についてのお知らせ
(厚生労働省)

■追加接種のお知らせ（3回目／18歳以上）

◇2回目接種日から6か月経過していれば接種できます

送付された接種券の宛名の右上に「2回目接種から8か月後の日にちから、接種可能」と表記されていますが、「2回目接種から6か月」を経過していれば接種を受けられます。接種券が届きましたら、順次予約をお取りください。

◇接種のご予約はお早めに

国からのワクチン供給状況等に応じて、今後、予約枠を縮小する可能性がありますので、接種を希望される方は、お早めにご予約をお願いいたします。

また、ワクチンはファイザー、モデルナとも十分な効果と安全性が確認されています。早い日程で接種できるワクチンでの接種をぜひご検討ください。

◇市コールセンターの営業日変更について

令和4年4月以降、市コールセンター（☎0570-012894）の営業日が変更となります。

変更後：月曜日から土曜日（祝休日を除く） 8：30～17：15

◇臨時相談窓口の休止について

令和4年3月末をもって、市役所の臨時相談窓口を休止します。ワクチン接種に関するお困りごとは市コールセンター（☎0570-012894）にお問い合わせください。

※支所・公民館での受付も休止します

■予約方法

予約は、インターネットか電話でお取りください。

【インターネットでの予約】

小児ワクチン接種 (5歳～11歳)	1・2回目接種 (12歳以上)	3回目接種 (18歳以上)
		

インターネットからの予約なら24時間受付！



【電話での予約】

全対象者共通
入間市新型コロナウイルスワクチンコールセンター
☎ 0570-012894
※通話料がかかります

受付時間
月曜日から土曜日
8：30～17：15
※4月以降は祝休日を除く

その他のワクチン接種に関する情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。

新型コロナワクチン
Q&A(厚生労働省) ▶



受給には手続きが必要です！

離婚家庭等の方向け子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）

問い合わせ こども支援課 臨時特別給付金担当

令和3年9月以降の離婚等により、令和4年2月までに新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、現在支給が進んでいる「子育て世帯への臨時特別給付」を元養育者から受け取ることができていない方に対して、子育てを支援する目的で給付金の支給を実施します。

支給額は、対象児童1人につき上限10万円（元養育者から既に給付金の一部を受け取っている場合等は、その額を差し引いた額）です。

- ◇申請締切は令和4年4月28日（木）です
- ◇対象児童は平成15年4月2日以降に生まれたお子さんです
- ◇当初の臨時特別給付金と同等の所得制限があります
- ◇DV等で避難して受給できていない方も対象となります
- ◇令和3年8月以前の離婚や令和4年3月以降の離婚の場合、既に本人が給付金を受給済の場合、元養育者から給付金の全額（物等も含む）を受け取られている場合等は、当給付の対象外となります

詳しくは市公式
ホームページを
ご確認ください



離婚家庭等
臨時特別給付金

埼玉県 PCR 検査等無料化事業のご案内

問い合わせ 健康管理課（健康福祉センター内 ☎ 2966-5511）

新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株が全国で猛威を振るっています。感染に不安がある方は、感染拡大防止のため、ぜひご活用ください。

受検対象となる条件は以下の通りです（**濃厚接触者と有症状者は受けることができません**）。

※受検当日、免許証等の本人確認書類を持参してください。

1. 無症状の方（発熱等の症状なし）
2. 感染に不安がある方
3. 埼玉県在住の方

検査を受けられる場所一覧 ※事前に許可をいただいた実施事業者のみ掲載

検査場所	住所	電話	予約	検査
株式会社武蔵臨床検査所	上藤沢309-8	2964-2621	要	PCR
株式会社武蔵臨床検査所 （出張所）	扇町屋1-632-1 （市民会館裏駐車場）	080-7693-5763	不要	PCR
アルファ薬局	下藤沢5-22-28	2901-7288	要	PCR
アイン薬局 仏子店	仏子935-9	2932-7121	要	抗原

詳しくは市公式
ホームページを
ご確認ください



PCR 検査等
無料化事業

広報いるまや SNS でも新型コロナウイルスに関する情報を発信しています。ご確認ください。

発行日 令和4年3月10日 発行 入間市 編集 危機管理課 新型コロナウイルス感染症対策担当
〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1 ☎ 04-2964-1111